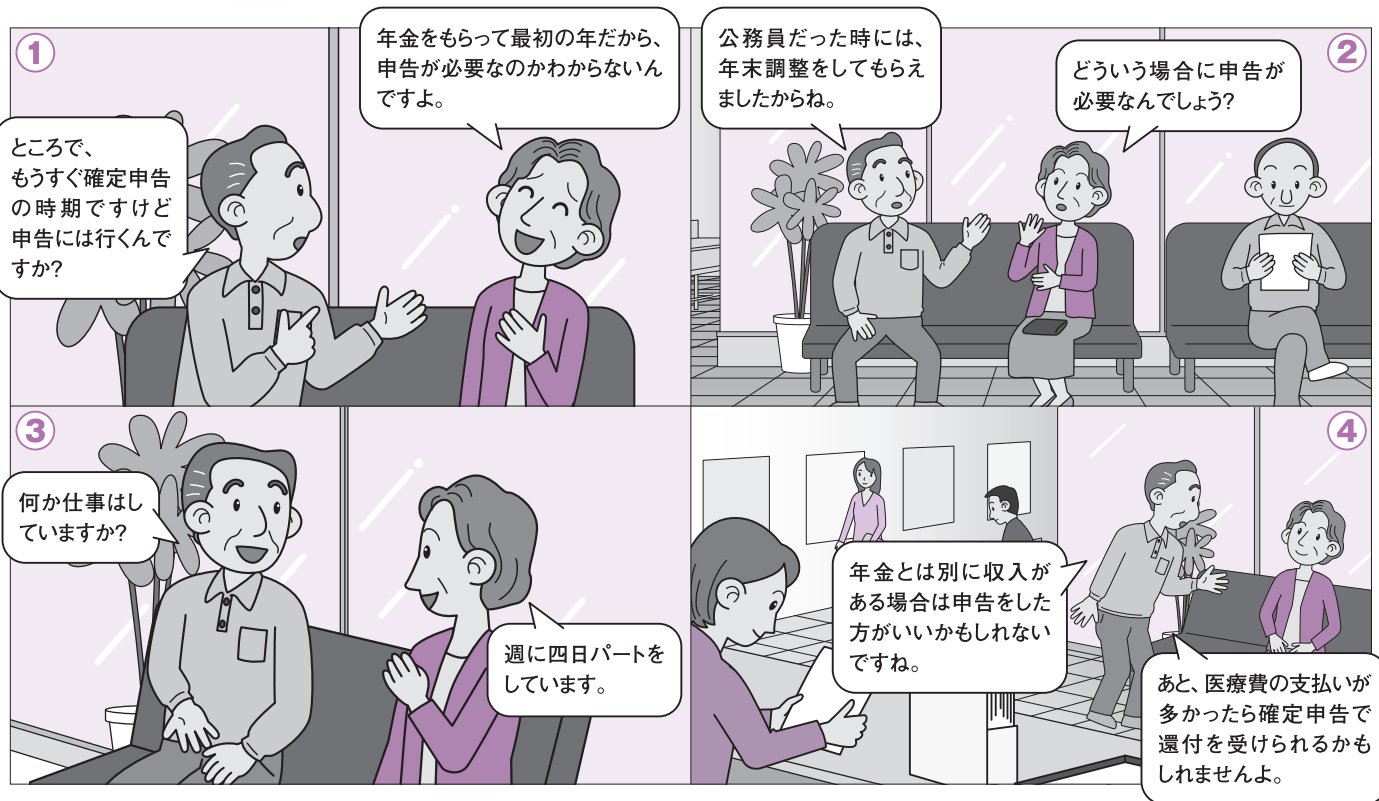




年金にかかる税金と確定申告

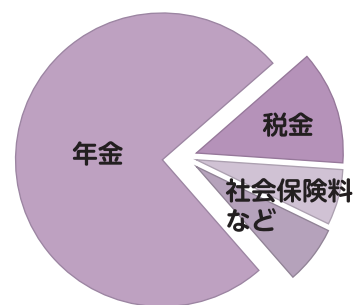


老齢厚生年金など一部の公的年金は、所得税法上では「雑所得」として課税の対象になり、年金支給時に源泉徴収が行われます。そのため、受け取る年金額は、所得税や社会保険料（国民健康保険料、介護保険料など）などが差し引かれた額になります。

源泉徴収する際は、各種控除が受けられますが、その控除額の算出のために、毎年10～11月頃に共済組合などから送付される「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出が原則として必要となります。

年金は、給与所得のような年末調整は行われなため、源泉徴収された所得税額の過不足を清算する場合や年金以外の所得がある場合等は、所得税の確定申告が必要になります。

支給される年金のイメージ



年金にかかる税金

年金収入が65歳未満の方で108万円未満、65歳以上の方で158万円未満の方は、所得税が課税されません。また、課税されるのは老齢年金で、障害年金や遺族年金は非課税となっています。これらの年金を受ける方は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出は不要です。

所得税が課税される

65歳未満で年金収入が108万以上

65歳以上で年金収入が158万以上

→「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出が必要

所得税が課税されない

65歳未満で年金収入が108万未満

65歳以上で年金収入が158万未満

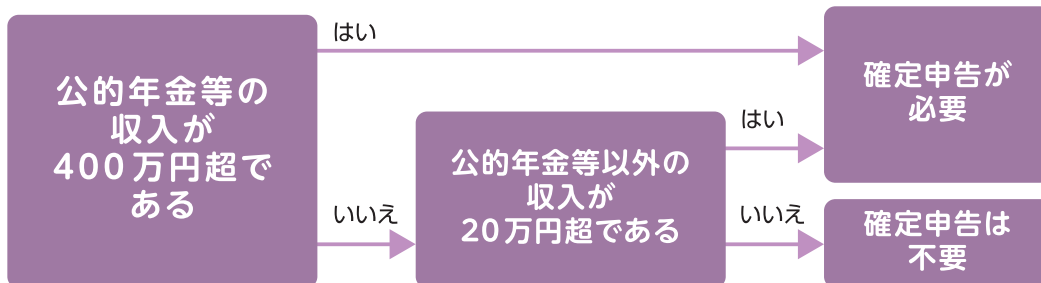
障害年金
・
遺族年金

→「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出は不要

年金受給者の確定申告

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする必要はありません。ただし、還付を受けられる可能性のある方の場合（下記参照）は、確定申告をする必要があります。

また、年金をもらいながら仕事をしている、家賃収入があるなど、年金以外の収入が20万円を超える場合は確定申告が必要です。



上記で確定申告は不要となる方でも、下記のような場合は、確定申告により還付を受けられる可能性があります。

- 国民健康保険料、年金からの控除によらない介護保険料等の社会保険料の支払いがあった方
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払いがあった方
- 災害等（豪雨や台風を含む）により住宅や家財などに損害を受けた方
- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- 一定額以上の医療費の支払いがあった方
- その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- 扶養親族等申告書を提出した後、年の中途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方

など

所得税の確定申告の流れ

10～11月頃

共済組合などから「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送付されます。
「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記入して返送してください。

1月下旬頃

「源泉徴収票」が送付されます。
確定申告をする場合に必要となるため、大切に保管してください。

2月頃～

確定申告の期間は2月16日～3月15日（期限日が土・日曜にあたる場合は異なります）です。申告の仕方がよくわからない場合は、お近くの税務署へご相談ください。